

令和 6 年度

# 金沢市道路除雪計画



金沢市

## 除雪体制(出動基準等)

第  
1  
配  
備

### 第1次路線 (幹線道路[バス路線等])

公共交通重要路線や緊急性の高い公的機関等を優先し、  
概ね積雪10cmで、委託業者により除雪を行う。

第  
2  
配  
備

### 第2次路線 (地域における主要な道路)

概ね積雪10cm以上で、気象状況からさらに降雪が予想されるとき、  
委託業者へ依頼し、順次除雪を行う。

第  
3  
配  
備

### 第3次路線 (市街地道路)

概ね積雪30cm以上で、排雪作業とあわせ委託業者へ依頼し、  
順次除雪を行う。

## 金沢市 雪関係ホームページ

- ・除雪計画路線図（枝下・地区別又は市内全域）



- ・雪に関する補助制度



- ・かなざわ積雪情報（12月～3月運用）



## 目 次

除雪計画の策定にあたって	1
第1節 総則	2
1. 目的	2
2. 金沢市内主要道路の除雪分担	2
3. 主要道路以外の市道における除雪作業の役割分担	2
4. 除雪要領	2
第2節 除雪対策会議及び除雪作業本部	2
1. 除雪対策会議	2
2. 除雪作業本部	2
3. 関係課との連絡調整会議	3
第3節 除雪路線網の構成方針	3
1. 市街地道路	3
2. 山間部及び平野部の集落に通じる道路	3
3. 団地内道路	3
4. 工事の一時中止	3
第4節 除排雪作業体制	3
1. 第1配備体制（普通積雪）	3
2. 第2配備体制（警戒積雪）	3
3. 第3配備体制（顕著な積雪）	3
第5節 除排雪作業の方法及び実施基準等	3
1. 除排雪作業の方法等	3
2. 関係機関との連携による「雪みちネットワーク」への対処	4
3. 排雪場	4
4. 市管理消融雪装置及び凍結防止剤	5
第6節 市民協働による計画路線以外の対応及び推進	5
1. 市民協働による計画路線以外の対応	5
2. 市民協働の推進	5

第7節 情報の収集及び広報	6
1. 情報の収集	6
2. 広報	6
別表第1－1 除雪作業本部分担業務	7
別表第1－2 除雪作業本部組織及び連絡系統図	8
別表第2 除排雪路線区分表	9
第1次路線（幹線道路）	9
第2次路線（山間部除雪路線）	24
（平野部〔北陸本線より山側〕除雪路線）	28
（平野部〔北陸本線より海側〕除雪路線）	38
第3次路線（市街地道路）	46
別表第3 排雪場の設置計画	54
別表第4 橋梁歩道除雪箇所	55
別表第5 歩道除雪箇所	56
別表第6 凍結防止剤散布箇所	60
別表第7－1 積雪センサー位置	68
別表第7－2 積雪監視カメラ位置	68
別表第7－3 道路監視カメラ位置	68
別表第8 除雪機械等所有別内訳	69
別表第9 市管理消融雪装置	70
別表第10 注意報・警報の発表基準	77
別表第11 関係団体連絡先一覧表	78
参考資料 民間消融雪装置	79
参考資料 年度別降雪量・最深積雪	80
参考資料 年度別道路除雪計画延長	81
参考資料 雪みちネットワーク図	82
参考資料 雪みち歩道ネットワーク路線図	83
町会等除雪協力業者の紹介について	84
金沢市除雪作業本部からのお願い	86
除雪マナーチラシ	88

## 令和6年度 金沢市道路除雪計画の策定にあたって

令和6年1月1日に発生しました能登半島地震では、能登地方を中心に甚大な被害が発生し、多くの方々が被災しました。また、9月には震災復興半ばの能登地方が豪雨災害に見舞われ、再び甚大な被害が発生しました。

犠牲者のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。また、震災直後から今日に至るまで復旧復興にご尽力された多くの皆様に改めて感謝を申し上げます。

本市は最大震度5強の揺れを観測し、液状化や土砂崩れ等の被害を受けており、特に道路の陥没や舗装の沈下が市内各地に発生し、道路交通に影響を及ぼしています。幸いにも、発災以降に大きな降雪が無く、除雪作業への影響はなかったものの、市民の災害における安全・安心の意識や行政へのニーズは確実に高まっています。

そこで、本市では、今冬における除雪体制に万全を期すため、令和6年度道路除雪計画を策定しました。

特に今年度は、除雪作業の高度化と効率化を図るため、G P S装置を活用した除雪管理システムの構築や積雪監視カメラの増設を進め、除雪体制の強化を図ります。

本計画に基づき市民、事業者及び行政が役割を認識し、連携・協働して今冬の降雪に対応していくよう関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年10月

金 沢 市 土 木 局

# 金沢市道路除雪計画

## 第1節 総則

### 1 目的

この計画は、冬期における市民活動及び経済活動の確保を図るため、道路の迅速かつ適切な除排雪作業の実施方法について定める。

### 2 金沢市内主要道路の除雪分担

国道及び主要県市道の除雪分担は、各々の道路管理者が協議のうえ定める。

### 3 主要道路以外の市道における除雪作業の役割分担

上記主要道路以外の市道の除雪については、次の役割分担とする。

#### (1) 市

気象、降雪、積雪条件に応じ、予め定めた計画路線について除排雪を行う。

#### (2) 市民

ア 市民自らの生活防衛のため、(1)以外の路線及び消火栓付近について除雪を行う。なお、町会等が行う地域での除排雪活動に対する市の支援については、第6節1「市民協働による計画路線以外の対応」によるものとする。

イ ひとり暮らしの高齢者世帯や障害がある人のみの世帯等で自力での除雪が困難な世帯への協力等、地域ぐるみの共助による除雪に努めるものとする。

ウ 市が実施する除排雪に関する施策等に協力するものとする。

#### (3) 学校・事業者

ア 学校は、通学路について、地域と連携・協力して除雪を行うものとする。

イ 事業者は、施設利用に必要な道路の除雪を行うとともに、施設周辺の道路について地域と連携・協力して除雪に努めるものとする。

### 4 除雪要領

本市が実施する除排雪作業は、主として機械除雪とし、その細目については次節以降に定める。

## 第2節 除雪対策会議及び除雪作業本部

### 1 除雪対策会議

(1) 市長は、冬季に備え関係機関及び諸団体と除雪の具体的対策を協議するため、「除雪対策会議」を開催する。

国・県・警察・自衛隊・消防・地方気象台・運輸関係・商工関係・町会連合会・婦人会、その他必要と認められる関係団体（別表第11）

(2) 除雪対策会議において協議する事項は、主として次のとおりとする。

ア 除雪計画の主な内容・方針

イ 一般市民及び各機関・団体に対する協力要請

ウ その他必要と認められる事項

### 2 除雪作業本部

(1) 地方気象台の発表する気象情報を参考とし、道路除排雪作業の円滑かつ適切な実施を図るため、12月上旬までに「除雪作業本部」（本部長 土木局長）を土木局内に設置する。また、積雪監視カメラを追加設置し、更なる除雪体制の強化を図る。

(2) 本部には、除雪作業隊（隊長 道路管理課長）及び除雪広報班をおき、それぞれの作業分担は、別表のとおりとする。（別表第1-1）

- (3) 金沢市で大雪警報が発表され、排雪場を開設した場合で、市長が特に必要と認めたときは、金沢市地域防災計画により、「雪害対策本部」（本部長 市長、副本部長 副市長）を設置する。その場合、除雪作業本部は、その指揮下に入る。

### 3 関係課との連絡調整会議

除雪作業本部長（土木局長）は、効率的な除雪作業を実施するため必要と認めるときは、危機管理監に危機管理連絡会議の開催を要請し、今後予想される事態の対策に関する情報の共有を図る。

## 第 3 節 除雪路線網の構成方針

### 1 市街地道路

市街地道路は、概ね 300m で除雪してある国・県・市道のいずれかの道路に出られるよう除雪路線網を構成する。

### 2 山間部及び平野部の集落に通じる道路

原則として、国・県・市道の幹線道路からその集落に通じる幹線的性格の一路線のみを除雪対象路線とする。

### 3 団地内道路

土地区画整理事業等により造成された団地内の道路は、当該団地内の幹線的性格をもつ幅員 6m 以上の道路を除雪対象路線とする。

### 4 工事の一時中止

雪害対策本部が開設された場合には、必要に応じ工事の一時中止を通知し、除雪業者を確保する。

## 第 4 節 除排雪作業体制

### 1 第 1 配備体制（普通積雪）

積雪の深さが概ね 10cm になったとき、第 1 配備体制とする。

### 2 第 2 配備体制（警戒積雪）

積雪の深さが概ね 10cm 以上で、気象状況からさらに降雪が予想されるとき、第 2 配備体制とする。

### 3 第 3 配備体制（顕著な積雪）

積雪の深さが概ね 30cm 以上となったとき、又は継続して大雪警報が発令中の場合、第 3 配備体制とする。

## 第 5 節 除排雪作業の方法及び実施基準等

### 1 除排雪作業の方法等

- (1) 除排雪作業は、民間所有の建設機械の借り上げを主体とする機械除排雪及び人力除雪並びに消融雪装置による消雪、及び凍結防止剤散布の方法により行う。
- (2) 除排雪作業を確実に実施するため、除雪委託業者のオペレーター人数の把握に努め、その人材を確保するために必要な支援を行う。  
※金沢市除雪オペレーター育成費補助制度の活用
- (3) 除雪機械の効率的使用と必要な車両の確保を図るために、予め借り上げ可能な所有者別の機械及び車両一覧表を作成する。（別表第 8）
- (4) 除排雪作業の妨害となる車両の駐車を防止するため、予め関係警察署長と協議のうえ、冬期間における臨時の駐車禁止の措置を講じ、これを表示する標識を設置する。

(5) 除排雪作業にあたり円滑な作業の推進を図るため、必要に応じ車両の通行止め等の交通規制措置を講じ作業を実施する。

この場合、すみやかに関係警察署長と協議し、各関係機関へ連絡するとともに、テレビ・ラジオ及び広報等にて市民、事業者等への協力要請を行う。

実 施 基 準		作 業 内 容	
配 備 体 制	路 線		
第1配備体制	第1次路線 (幹線道路)	夜間・早朝にかけて、全路線の車道全幅を迅速に除雪する。	別表 第2 ・ 第3
第2配備体制	第1次路線 (幹線道路)	第1配備体制より引き続き、夜間・早朝にかけて、全路線の車道全幅を除雪する。 また、適宜交差点及びシャーベット状の雪の処理を含めた排雪作業を行う。	
	第2次路線 (地域における 主要な道路)	第2次路線については、積雪の状況に応じ幹線的道路を順次確保する。	
	歩道除雪	積雪の状況に応じ、除雪する。	4 5 6
第3配備体制	第1次路線	継続して、除排雪を行う。	
	第2次路線	継続して、除排雪を行う。	
	歩道除雪	継続して、除排雪を行う。	
	第3次路線 (市街地道路)	市街地内の道路で、幅員が狭く、一車線の確保が困難と認められる状況のとき、除排雪作業を行う。	

## 2 関係機関との連携による「雪みちネットワーク」への対処

大雪時にも優先的に交通機能の確保を目指す路線（雪みちネットワーク）において、関係機関との連携により重点的に除雪を行うとともに、交差点部の拡幅除雪を実施し、渋滞回避を促す。

また、公共交通機関であるバス交通を確保するため、気象状況に応じ各道路管理者及びバス運行事業者との相互間の連携を密にし、重点的に除排雪作業を行う。

## 3 排雪場（別表第3）

(1) 排雪場は、常設排雪場と臨時排雪場に区分し、それぞれの開設時期は次のとおりとする。

- ・常設排雪場  
　　2次路線の除雪を行う場合、必要に応じ出動したブロック毎に順次開設する。
  - ・臨時排雪場  
　　雪害対策本部が設置されたとき、必要に応じ順次開設する。
- (2) 排雪場には除雪機械を常置し、進入道路の除雪及び排雪場の整備にあたる。

#### 4 市管理消融雪装置及び凍結防止剤

- (1) 市管理消融雪装置（別表第9）は毎年11月下旬までに点検調整を完了し、その作業にあたっては国・県との連絡を密にして行う。  
　　ただし、消融雪装置の作動により路面が凍結、又は凍結の恐れがある場合には作動させない。また、消融雪装置だけでは対応が不十分な場合は、機械除雪を実施する。
- (2) 坂道や橋梁などで路面が凍結し、交通障害の発生が予想される道路（別表第6）については、本市凍結防止剤散布車及び指定された散布業者で必要に応じて散布する。

### 第 6 節 市民協働による計画路線以外の対応及び推進

#### 1 市民協働による計画路線以外の対応

- (1) 町会等が小型除雪機又は消雪用水中ポンプを購入する場合は、小型除雪機にあっては90万円、消雪用水中ポンプにあっては6万円を限度に、各1台につきその購入費の3/4に相当する額の補助を行う。（金沢市除雪機械等購入費補助金交付要綱）
- (2) 町会等が消雪装置を設置又は改修する場合は、2,600万円を限度に、設置費又は改修費の3/4に相当する額の補助を行う。（金沢市消雪装置設置費補助金交付要綱）
- (3) 雪害対策本部が設置された期間中に、市が指定する除排雪路線以外の市道及び市道以外の通学路その他の市長が特に必要と認めた道路を、町会が事業者に機械による除排雪を委託する場合は、雪害対策本部設置毎に50万円を限度とし、費用の3/4に相当する額の補助を行う。（金沢市地域除排雪活動費補助金交付要綱）  
※申請は、補助事業完了後15日以内

#### 2 市民協働の推進

- (1) ボランティア体制の強化  
　　ア 学生ボランティア等による雪かきボランティア事業を活用し、地域の除排雪活動を推進する。（市民局）  
　　イ 金沢災害ボランティアセンターは、ボランティア人員を確保する。（福祉健康局）
- (2) 除雪協力デーの活用  
　　雪害対策本部が設置された場合、必要に応じ除雪協力デーを設け、町会未加入者を含め市民協働で除排雪を行う。（市民局）
- (3) 屋根雪おろし  
　　ア 冬期間ホームページに屋根雪おろしの啓発ページを掲載し広報を行う。  
　　イ ひとり暮らし老人世帯等に対する助成等（福祉健康局）  
　　・地区の民生委員を通じて「屋根雪おろし対象世帯」を把握し助成  
　　・雪害対策本部が設置された場合で、町会除雪や業者の除雪がともに困難なときは、市職員による除雪班を編成し対応する。

## 第 7 節 情報の収集及び広報

### 1 情報の収集

#### (1) 気象情報

除雪作業隊長は冬期間、気象台と連絡を密にし、降雪の予報を早期に予知し除雪手配の徹底を図る。(別表第10)

#### (2) 積雪情報

冬期間中、特定地域 13か所(別表第7-1)の積雪の深さを積雪センサーで測定し、積雪状況をリアルタイムに把握することで、除雪作業の初動体制の強化を図るとともに、積雪監視カメラを特定地域 16カ所(別表第7-2)に設置し、より一層の除雪体制の強化を図る。

#### (3) 道路・交通情報

ア 降雪時の道路状況を把握し、消融雪装置の効率的な作動及びタイムリーな除雪作業の手配を図るため、道路監視カメラを特定地域 4か所(別表第7-3)に設置し、的確な道路情報(路面状況や渋滞状況)を収集する。

イ 降雪時において、交通事業者による公共交通機関の運行情報を収集する。

#### (4) 除雪作業情報

GPS(全地球測位システム)装置を搭載した除雪作業車両から送信される位置情報を基に、除雪作業情報をリアルタイムで収集、管理することで、除雪作業体制の強化を図る。

### 2 広報

#### (1) 収集した積雪情報や道路・交通情報をホームページ等で市民に提供する。

#### (2) 冬期間、必要に応じ除雪作業の円滑な実施を図るため、市民への除雪マナーの向上、市民の協働意識の啓発、並びに、次の事項について、新聞・テレビ・ラジオ・チラシ・ホームページ・SNS等で市民に周知し、協力を要請する。

ア 生活道路、自宅・アパート等の周辺の町ぐるみ除雪の実施

イ 消火栓周辺、歩道・路肩・横断歩道前の除雪の励行

ウ 用水、防火水槽、下水道マンホールへの雪捨禁止

エ 路上駐車の禁止

オ 大雪時における不要不急の外出やマイカー使用の自粛

カ 排雪場の開設に関する情報

キ スコップ等の除雪用具の常備

ク 雪道用タイヤ(スタッドレスタイヤなど)の早期装着

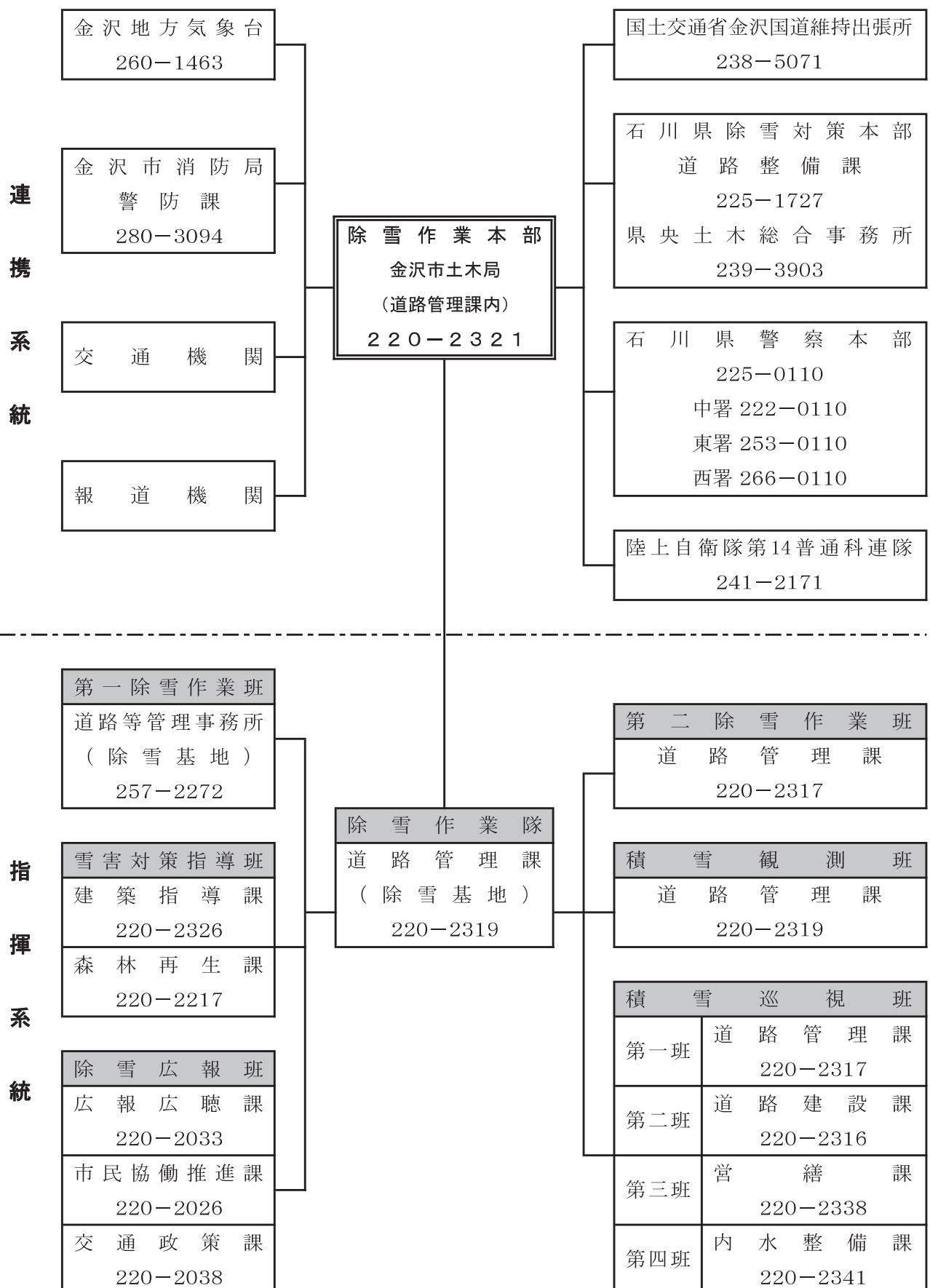
ケ 屋根雪止めの励行と町ぐるみの計画的雪下ろしの実施

#### (3) 地域の除排雪業者や屋根雪下ろし業者を周知する。

## 除雪作業本部分担業務

本 部 長	土 木 局 長	
本 部 員		道 路 建 設 課 長 道 路 管 理 課 長 内 水 整 備 課 長 營 繕 課 長 建 築 指 導 課 長 森 林 再 生 課 長 市 民 協 働 推 進 課 長 危 機 管 理 課 長
隊 長		第一除雪作業班 道路等管理事務所長 直営による除排雪作業
道路管理 課 長	第二除雪作業班 道 路 管 理 課 維 持 修 繕 係 長 整 備 係 長 請負委託路線の除排雪 出動指示等	
	雪害対策指導班 建 築 指 導 課 課 長 换 佐 ( 技 術 ) 森 林 再 生 課 課 長 换 佐 ( 技 術 ) 雪崩、がけ崩等対策指導 積雪による家屋の被害予防	
	積 雪 観 測 班 道 路 管 理 課 占 用 係 長 積雪センサー等のデータ 収集・記録	
	積 雪 巡 視 班 道 路 管 理 課 第 一 班 課 長 换 佐 ( 技 術 ) 第 二 班 道 路 建 設 課 課 長 换 佐 ( 技 術 ) 第三班 營 繕 課 課 長 换 佐 ( 技 術 ) 第四班 内 水 整 備 課 課 長 换 佐 ( 技 術 ) 第 一 配 備 体 制 以 降 の 時 点 で 出 勤 巡 視	
	除 雪 広 報 班 廣 報 広 聽 課 長 市 民 協 働 推 進 課 長 町会広報等に関すること	
	交 通 政 策 課 長 交 通 対 策 に 関 す る こ と	

## 除雪作業本部組織及び連絡系統図



	<b>全路線合計 815 路線</b>	(208, 002)	
		920, 203	

<b>路 線</b>		<b>路線数</b>	<b>延 長</b>	
1 次路線	(幹線道路)	280路線	(192, 177)	
			448, 279 m	
2 次路線	(地域における 主要な道路)	71路線	(200)	
			96, 330 m	
		178路線	(5, 200)	
			145, 017 m	
3 次路線	(市街地道路)	150路線	(7, 800)	
			166, 229 m	
		136路線	(2, 625)	
			64, 348 m	
<b>合 計</b>		815路線	(208, 002)	
			920, 203 m	

カッコは消融雪路線延長

別表第3

## 排雪場の設置計画

設置箇所	開設基準
<b>○常設排雪場</b>	
市管理箇所	
城南中学校前犀川右岸	
金沢テクノパーク	
大豆田大橋詰犀川右岸	
戸水2丁目	2次路線の除雪を行う場合に、必要に応じ出動したブロック毎に、順次開設する。
戸室新保	
館町	
辰巳町	
大河端町	
大桑橋詰犀川左岸	
田上町	道路排雪に伴う開設時間の延長については、地域バランスを考慮し、郊外部の4箇所程度で対応する。
県管理箇所	
桜橋左岸下流	
松寺橋左岸上流	
大野新町ふ頭用地	
大浜工業用地	
<b>○臨時排雪場</b>	
小学校（7校）	
金石町小学校・鞍月小学校	
安原小学校・富樫小学校	
三和小学校・小坂小学校	
浅野町小学校	雪害対策本部が設置されたとき、必要に応じ順次開設する。
公園（10箇所）	
栗崎中央公園・こなん水辺公園	
木越運動公園・玉鉢公園	
米丸中央公園・黒田児童公園	
平和町公園・高尾中央公園	
額谷ふれあい公園	
四十万中央公園	
その他市有地（0箇所）	
<b>○コミュニティ排雪場</b>	
街区公園	大雪時、地域の雪おき場として利用出来る。 搬入は「人力」によるものとする。

別表第7-1

### 積雪センサー位置

番号	位 置	摘 要
1	広坂1丁目	金沢市役所
2	金石北4丁目	金石町小学校
3	大浦町	大浦小学校
4	南森本町	森本小学校
5	八日市1丁目	押野小学校
6	加賀朝日町	旧朝日小学校
7	東長江町	夕日寺小学校
8	馬替1丁目	扇台小学校
9	小立野1丁目	小立野防災広場
10	二俣町	医王山小・中学校
11	小豆沢町	キゴ山ふれあい研修センター
12	大平沢町	大平沢町ニ38番地先
13	駒帰町	駒帰小学校跡地

別表第7-2

### 積雪監視カメラ位置

番号	位 置	摘 要
1	魚帰町	湯涌19号菱池小原町線
2	湯涌河内町	2級幹線337号石黒・曲線
3	菅池町	準幹線580号瀬領・下谷線
4	小原町	2級幹線342号山川線
5	荒山町	浅川32号砂子坂町線
6	俵原町	2級幹線321号二日市・加賀朝日線
7	北千石町	森本62号北千石町線
8	堀切町	森本78号堀切町線
9	福畠町	森本69号小野町線
10	東原町	2級幹線328号北方・東原線
11	釣部町	2級幹線320号塚崎・牧町線
12	清水町	浅川61号若松・田島町線
13	土清水2丁目	崎浦10号土清水町線33号
14	山川町	2級幹線342号山川線
15	平栗	2級幹線344号野田・平栗線
16	四十万3丁目	額29号四十万3丁目線13号

別表第7-3

### 道路監視カメラ位置

番号	位 置	摘 要
1	大場町(西)	準幹線559号福久・利屋線
2	瓢箪町	1級幹線10号武藏・森山線
3	清川町	1級幹線5号菊川・寺町線
4	八日市出町	1級幹線101号八日市町線

## 注 意 報・警 報 の 発 表 基 準

大雪注意報	大雪により災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には 12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山間部で35cm以上になると予想される場合。
大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には 12時間の降雪の深さが平地で25cm以上、山間部で55cm以上になると予想される場合。
大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されるとき。 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。
風雪注意報	風雪により災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には 降雪を伴い平均風速が、陸上で12m/s以上（ただし、金沢地方気象台では15m/s以上）、海上で15m/s以上になると予想される場合。
暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には 降雪を伴い平均風速が、陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想されるとき。 発達した温帯低気圧により府県予報区において台風等の指標となる最大風速と同程度の風速が予想される場合。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあるとき。 具体的には 最低気温が-4℃以下になると予想される場合（冬期）。
(参考) 顕著な大雪に に関する府県 気 象 情 報	重大な災害の発生する可能性が高まり、一層の警戒が必要となる ような短時間の大雪が見込まれる場合

## 関係団体連絡先一覧表

連絡先	電話番号	連絡先	電話番号
金沢市除雪作業本部 (土木局道路管理課)	220-2321	金沢商工会議所	263-1151
国土交通省 金沢河川国道事務所	238-5071	金沢建設業協会	244-1848
北陸信越運輸局 石川運輸支局	208-6000	金沢建設防災協会	236-1438
陸上自衛隊 第14普通科連隊	241-2171(代) (内)243	石川県造園 緑化建設協会	269-1110
金沢地方気象台	260-1462	中日本高速道路(株) 金沢保全 サービスセンター	249-8118
石川県県央土木総合事務所	239-3903	西日本旅客鉄道(株) 金沢駅	290-0306
石川県危機対策課	225-1482	IRいしかわ鉄道(株) 施設センター	256-5096
県警本部交通規制課	225-0110(代) (内)5172[昼] (内)5555[夜]	西日本ジェイアール バス(株)金沢営業所	225-8004
金沢中警察署	222-0110(代)	北陸鉄道(株) 自動車部	237-8115
金沢東警察署	253-0110(代)	石川県トラック協会	239-2511
金沢西警察署	266-0110(代)	石川県タクシー協会	254-1348
金沢市町会連合会	220-2466	北陸電力送配電(株) 石川支社 金沢配電部	233-8879[昼] 0120-837-119[夜]
金沢市校下婦人会 連絡協議会	221-5425	(株)NTTフィールドテクノ 北陸支店石川営業所	225-8235
金沢市消防団連合会	280-1055		

## 年度別降雪量、最深積雪

年 度	降雪量	最深積雪	起年月日	備 考
3 7	5 8 7 c m	1 8 1 c m	38. 1. 27	38豪雪
4 0	2 5 9	4 7	41. 1. 23	
4 5	3 6 7	8 6	46. 2. 1	
5 0	1 9 5	4 9	51. 1. 12	
5 1	5 8 9	1 2 6	52. 2. 17	52豪雪
5 5	5 2 3	1 2 5	56. 1. 13	56豪雪
5 8	5 0 2	9 0	59. 2. 9	59豪雪
5 9	3 4 5	8 1	60. 1. 7	60豪雪
6 0	6 8 8	1 1 3	61. 1. 28	61豪雪
元	1 2 6	5 5	2. 1. 26	
5	1 6 7	4 8	6. 1. 24	
1 0	1 2 5	3 1	11. 1. 10	
1 1	2 2 5	4 2	12. 2. 18	
1 2	2 4 1	8 8	13. 1. 16	
1 3	1 3 2	2 1	14. 2. 11	
1 4	1 2 4	2 5	14. 12. 11	
1 5	1 8 9	4 9	16. 1. 21	
1 6	1 6 0	2 3	17. 2. 26	
1 7	2 8 2	5 5	18. 1. 8	平成18年豪雪
1 8	3 4	1 2	19. 3. 8	
1 9	1 3 8	2 2	20. 2. 18	
2 0	7 7	1 1	21. 1. 12	
2 1	1 6 3	3 7	22. 1. 14	
2 2	2 5 4	6 4	23. 1. 31	
2 3	2 3 0	4 5	24. 2. 4	
2 4	1 9 3	2 4	25. 1. 28	
2 5	1 0 4	1 6	26. 2. 8	
2 6	1 3 5	2 6	27. 1. 2	
2 7	1 0 9	2 4	28. 1. 24	
2 8	7 8	1 5	29. 1. 25	
2 9	3 1 3	8 7	30. 2. 7	
3 0	8 0	1 6	31. 2. 4	
元	1 8	3	2. 2. 9	
2	1 7 1	6 5	2. 1. 10	
3	2 0 6	3 7	4. 2. 20	
4	1 4 6	3 6	4. 12. 23	
5	8 2	3 9	5. 12. 23	

## 参考資料

## 年度別道路除雪計画延長

年度	市道延長	市道除雪延長	除雪率	歩道除雪	合計延長	消融雪延長
55	1,549km	440.9km	28%	27.4km	468.3km	31.0km
60	1,650	571.6	35	84.9	656.5	55.8
元	1,754	649.2	37	105.1	754.3	64.9
2	1,768	654.0	37	109.5	763.5	71.2
3	1,790	666.6	37	109.5	776.1	85.2
4	1,801	673.6	37	117.5	791.1	90.5
5	1,816	678.1	37	117.6	795.7	100.1
6	1,837	690.3	38	117.7	808.0	106.2
7	1,874	694.7	37	133.8	828.5	111.2
8	1,890	700.5	37	133.8	834.3	114.6
9	1,902	705.9	37	133.8	839.7	115.5
10	1,911	706.3	37	131.4	837.7	119.1
11	1,930	709.4	37	131.4	840.9	120.8
12	1,942	713.4	37	131.4	844.8	123.6
13	1,965	758.7	39	149.5	908.2	129.0
14	1,987	768.0	39	149.5	917.5	146.6
15	2,003	770.1	38	150.7	920.8	156.1
16	2,015	794.5	39	150.7	945.2	164.7
17	2,033	808.0	40	150.7	958.7	179.3
18	2,057	820.2	40	150.9	971.1	189.8
19	2,076	830.9	40	152.1	983.0	193.8
20	2,100	847.7	40	151.8	999.5	198.8
21	2,114	850.6	40	154.0	1,004.6	202.7
22	2,130	856.7	40	156.6	1,013.3	209.7
23	2,141	862.1	40	157.2	1,019.3	212.2
24	2,146	865.6	40	157.8	1,023.4	213.1
25	2,155	871.6	40	159.0	1,030.6	214.9
26	2,156	874.0	40	159.5	1,033.5	215.9
27	2,168	877.4	40	159.8	1,037.2	220.4
28	2,172	879.2	40	159.8	1,039.0	224.9
29	2,179	878.1	40	159.8	1,037.9	227.0
30	2,186	881.7	40	159.8	1,041.5	227.9
元	2,190	882.3	40	160.1	1,042.4	228.9
2	2,194	883.3	40	162.3	1,045.6	231.1
3	2,196	889.6	40	162.3	1,051.9	232.4
4	2,201	896.1	40	164.9	1,061.0	238.5
5	2,202	910.8	41	166.0	1,076.8	238.7

# 金沢市除雪作業本部からのお願い

金沢市では冬期の交通確保に向け、主要な路線の除雪を行います。  
みなさまのご協力をお願いします

除雪路線においては、

## 1. すすんでとりくもう、玄関先の雪や歩道の雪かき

除雪車が通った後に玄関先に雪が残ることがあります。除雪車での除雪は、車道上の雪を路肩に寄せる形で行うため、路肩に雪の塊ができてしまいます。また、広い範囲を短時間で一斉に除雪しているので玄関先まで手が回りません。

玄関先に残った雪の塊については、各家庭で除雪するようご協力をお願いします。

※除雪作業をスムーズに行うため、担当の除雪業者が町会長などへの電話連絡を希望する場合があります。希望があった場合、金沢市から連絡先の開示が可能か確認しますので、ご協力をお願いします。

## 2. 公共交通機関の利用を

バス路線などを優先して除雪します。降雪及び積雪が多い日はマイカーを自粛し、  
バスや電車などの公共交通機関を利用しましょう。

バス停周辺の除雪にご協力をお願いします。

## 3. 大量の雪を道路や用水に捨てないで

車に積もった雪や屋根の雪をやむを得ず道路に下ろしたときは、ただちに後始末を  
しましょう。除雪された道路や用水へ雪を捨てないでください。

## 4. 路上駐車はしない

路上駐車は除雪作業を大幅に遅らせ、その路線が除雪できなくなります。駐車した横の道で普通車が通れると思っても、除雪車の幅が広いので除雪ができず、引き返すことになりますので路上駐車はやめてください。

## 5. 庭木や生垣の道路へのみ出し防止を

道路にはみ出した庭木や生垣は除雪の障害になり、除雪車が通行できず、その先の除雪を行えなくなる場合があります。雪の重みで倒れこみ、除雪車の通行障害となる場合もあります。雪が降り始める前に、剪定など適切な処置をお願いします。

## 6. 大事な物に赤色の目印などを

降雪前に、垣根など雪にうもれてしまうものには除雪による破損を防ぐために赤色の布などで目印をしましょう。ごみステーションの入口、防火水槽など、除雪した雪を置かれたら困るものに赤色で目印をしましょう。

## 7. 雪置き場の提供を

大雪のときは除雪路線の雪を置く場所がなくなり、十分な除雪ができなくなります。空き地などがありましたら雪置き場として提供をお願いします。

令和6年度 金沢市道路除雪計画  
作成 金沢市  
発行 令和6年（2024）10月  
編集 金沢市土木局道路管理課  
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
電話番号 076-220-2321  
メール dourokanri@city.kanazawa.lg.jp